

大垣徳洲会病院における新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画（要旨）

第Ⅰ章 総論		
大項目	小項目	主な内容
1 基本方針	(1) 当院の役割 (2) 段階別対応方針 (3) 優先診療業務	・ 新型インフルエンザ等の診療における当院の役割 ・ 発生段階別における当院の基本的対応方針 ・ 優先診療業務（A：高い B：中程度 C：低い）
2 診療継続計画	(1) 策定と変更 (2) 当院の役割確認 (3) 職員への周知	・ 対策会議の目的とメンバー ・ 診療継続計画を策定する前提条件を記載 ・ 本計画の職員への周知徹底方法
3 意思決定体制	(1) 意思決定者 (2) 代理	・ 当院の診療体制の検討場面と決定者の決定 ・ 決定者が事故などで不在の時の代理
4 情報収集	(1) 情報収集部門設置 (2) 情報の周知	・ 情報の一元化のための部門の設置とメンバー決定 ・ 職員への情報周知方法、組織としての情報管理
第Ⅱ章 準備期の対応		
大項目	小項目	主な内容
1 診療体制確保	(1) 優先診療業務の設定 (2) 人員・病床等の確保	診療継続計画に基づき、診療体制維持に必要な人員、病床、医療器材等の確保について、必要な措置を講じる。
2 感染対策充実	(1) 感染対策マニュアル (2) 教育と研修 (3) 特定接種への対応	診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に効率的に運用できるようにマニュアルの整備、教育・研修を実施する。
3 在庫管理		平時から必要な物品の在庫管理を実施する。
第Ⅲ章 初動期～対応期の対応		
大項目	小項目	主な内容
1 対策本部	対策本部の設置 組織構成、メンバー招集	診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等発生の初動期において感染対策室に対策本部を設置する。
2 患者対応	初動期	初動期において、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、患者対応等について必要な措置を講じる。
	対応期	対応期において、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、患者対応等について必要な措置を講じる。
3 職員対応	初動期	初動期において、診療継続計画に基づき、職員の勤務体制の見直しを実施する。
	対応期	対応期において、診療継続計画に基づき、職員の勤務体制の見直しと診療体制維持について必要な措置を講じる。
	感染対策と健康管理	診療継続計画に基づき、職員の感染対策の徹底と健康管理について必要な措置を講じる。
4 情報周知		初動期以降、通院患者への啓発・広報活動を実施する。
5 事務機能		診療継続計画に基づき、事務機能維持について必要な措置を講じる
第Ⅳ章 地域における連携		
大項目	小項目	主な内容
地域における連携	(1) 地域連携会議 (2) 病診、病病連携	診療継続計画に基づき、関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。